

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マ-ク)すること。

[1] 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定されるものはどれか。電波法(第8条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の型式及び周波数 2 免許の有効期間 3 通信の相手方及び通信事項 4 無線局の目的

[2] 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法(第10条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格(主任無線従事者の要件等に係るものを含む。)及び A 並びに時計及び書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。

の検査は、 の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録点検事業者(注1)又は登録外国点検事業者(注2)が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を添えて の届出をした場合においては、その C を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2(点検事業者の登録)第1項の登録を受けた者をいう。

2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13(外国点検事業者の登録等)第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	員数	点検の結果	一部
2	員数	検査の結果	全部
3	技能	点検の結果	全部
4	技能	検査の結果	一部

[3] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法(第29条)及び無線設備規則(第24条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と A の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条(副次的に発する電波等の限度)第2項から第21項までの規定で別に定めるものについては、この限りでない。

	A	B
1	利得及び能率	4ナノワット
2	利得及び能率	4ミリワット
3	電氣的常数	4ナノワット
4	電氣的常数	4ミリワット

[4] 次に掲げるもののうち、「無人方式の無線設備」の定義として電波法施行規則(第2条)に規定されているものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 2 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。
- 3 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 4 無線設備の操作を全く必要としない無線設備をいう。

[5] 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第 2 2 条）の規定に照らし、正しいものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 外部を電氣的に完全に絶縁し、かつ、電気設備に関する技術基準を定める省令の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 その高さが人の歩行その他起居する平面から 2.5 メートル以上のものでなければならない。ただし、2.5 メートルに満たない高さの部分が人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。
- 3 外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法（第 3 9 条）及び電波法施行規則（第 3 4 条の 7 ）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

無線局（総務省令で定める無線局を除く。）の免許人等（「免許人又は登録人」のことをいう。以下同じ。）又は電波法第 7 0 条の 8（免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用）第 1 項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を A 無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

免許人等又は電波法第 7 0 条の 8 第 1 項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、 の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から B に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

- | A | B |
|------------------------------------|-------|
| 1 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から 6 箇月以内に | 5 年以内 |
| 2 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から 6 箇月以内に | 3 年以内 |
| 3 選任するときは、あらかじめ | 5 年以内 |
| 4 選任するときは、あらかじめ | 3 年以内 |

[7] 次の記述は、無線局の免許状等（「免許状又は登録状」のことをいう。以下同じ。）の記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第 5 3 条、第 5 4 条及び第 1 1 0 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を運用する場合においては、 A は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、 B については、この限りでない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、 B については、この限りでない。

（ 1 ） 免許状等に記載されたものの範囲内であること。

（ 2 ） 通信を行うため必要最小のものであること。

又は C の規定に違反して無線局を運用した者は、1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

- | A | B | C |
|-----------------------------|------------|--------|
| 1 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数 | 遭難通信 | の（ 1 ） |
| 2 無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数 | 非常の場合の無線通信 | の（ 2 ） |
| 3 無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数 | 遭難通信 | の（ 2 ） |
| 4 無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数 | 非常の場合の無線通信 | の（ 1 ） |

[8] 次に掲げるもののうち、電波を発射して無線機器の試験又は調整を行っているとき、しばしばその電波の周波数により聴守を行って確かめなければならないこととなっているものはどれか。無線局運用規則（第 3 9 条）の規定に照らし、正しいものを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 その電波の周波数の偏差が許容値を超えていないかどうか。
- 2 受信機が最良の感度に調整されているかどうか。
- 3 「本日は、晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信が 1 0 秒間を超えていないかどうか。
- 4 他の無線局から停止の要求がないかどうか。

[9] 次に掲げる記述のうち、総務大臣が無線局の免許人に対し臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合はどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認める場合
- 2 空中線電力が免許状に記載されたものの範囲を超えていると認められた場合
- 3 指定されていない周波数を使用していると認められた場合
- 4 無線設備の変更の工事の許可に係る変更検査を受けた結果、不合格と判定された場合

[10] 次の記述は、無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き A 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により識別信号、 B 、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (4) C の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (5) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6箇月	電波の型式、周波数	無線局の運用
2	6箇月	周波数	電波の発射
3	3箇月	電波の型式、周波数	電波の発射
4	3箇月	周波数	無線局の運用

[11] 次に掲げる記述のうち、無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがあるときはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 無線従事者としてその業務に従事することがなくなったとき。
- 3 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[12] 次に掲げるもののうち、固定局（無線業務日誌の備付けを要しないものを除く。）がその無線業務日誌に記載を要しない事項はどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）の氏名、資格及び服務方法（変更のあったときに限る。）
- 2 通信の開始及び終了の時刻
- 3 非常の場合の無線通信の実施状況
- 4 空電、混信、受信感度の減退等の通信状態